

# 長野県郷土資料総合目録データベース維持管理に関する規程

長野県図書館協会公共図書館部会

## (目的)

第1条 この規程は、県立長野図書館（以下「県立図書館」という。）および県内公共図書館（以下「図書館」という。）が、保有する郷土資料の有効利用を図るため、相互協力により総合目録データベース（以下「データベース」という。）を維持管理することを目的とする。

## (郷土資料の範囲)

第2条 郷土資料の範囲は、「長野県郷土資料分類法」平成6年改訂版（長野県図書館協会公共図書館部会発行）中の「郷土資料の範囲」に該当する図書資料で、県立図書館および図書館が永年保存として受け入れたものとする。

## (データの登録)

第3条 データの登録は、県立図書館がコンピュータにより入力して維持管理を行うものとする。

## (登録の時期)

第4条 登録の時期は、次項の規程により図書館から報告があったときとする。

2 図書館は、郷土資料を新たに受け入れたときおよび除籍したときは、そのつど県立図書館に報告するものとする。

## (報告の方法)

第5条 報告の方法は、次の各号により行うものとする。

- (1) 電算機導入館は、別表「登録データ記入要領」に示す記入事項を満たしたカードまたはリストで報告し、形態は任意とする。
- (2) 前号以外の館は、別表「登録データ記入要領」により、標準目標カードに記入して報告する。ただし、既に目録カードが作成されている図書館にあたっては、そのコピーにより報告してもよいが、「記入要領」に示す記入事項は満たしたものであること。
- (3) 除籍した資料については、「別紙様式」により報告すること。
- (4) 報告先 県立長野図書館 〒380-0928 長野市若里 1-1-4

## (経費)

第6条 県立図書館は、データベースに係る維持管理費用を負担するものとする。ただし、図書館が県立図書館へ報告するために要する費用は、その図書館の負担とする。

## (目録)

第7条 県立図書館は、必要に応じて冊子体目録を作成し、配布するものとする。

2 県立図書館は、長野県生涯学習情報提供システムにより目録を一般に公開することができる。

## (データベースの提供)

第8条 データベースに登録されたデータの提供を受けようとする図書館は県立図書館へ申請するものとする。

2 提供を受けたデータの使用目的は次に掲げるものに限る。

- (1) 自館の図書館システムで使用。
- (2) その他公共図書館部会幹事会で認めたもの。

3 県立図書館は、申請書を受理し使用目的が適当と認められる場合はデータ提供を行い、その結果について公共図書館部会幹事会に報告するものとする。

4 その他データ提供にあたり必要な事項については、別に定める。

## (協議)

第9条 この規程に定めのない事項については、そのつど公共図書館部会幹事会の議を得て別に定めるものとする。

## 附則

1. この規程は、平成3年11月21日から施行する。

2. この規程施行の際すでに図書館に受け入れている郷土資料で、県立図書館に報告していないものについては、第4条から第6条までの規程の例によるものとする。
3. この規程は平成11年4月1日から施行する。

(別紙 様式)

除籍資料報告書

掲載された 目録名	一連タイトル 番 号	書 名	著 者 名	発 行 年

別表

登録データ記入要領

1. 記入事項

書名（副書名、巻次等を含む）から記入し、以下著者表示、版表示（増補版、改訂版等）、出版地、出版社（者）、出版年、ページ数（丁数）、大きさ、叢書名、一般注記、内容注記の順に記入する。また、分類記号を左上部に、所蔵館名（略称でもよい）を右上部に記入する。

(記入例1)

N 6 1 1	ズ	デミルナガノケンノウ	県立長野図書館
		(図でみる)長野県農家の経済 関東農政局長野統計情報事務所編 長野 長野農林統計協会 1991 33P 19cm	平成3年1月

2. 留意点 (以下 省略)